

提 案 ・ 要 望 書

平成 2 2 年 1 2 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地方間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

こうした状況の中で、地方税財源の充実確保をはじめとする本県が抱える諸課題への取組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要です。

本県の実情をご賢察いただき、各政策の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年12月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 田原正居

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島に関する広報活動の推進

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地方財源の確保

投資に係る補助金等の一括交付金化にあたっては、地域再生基盤強化交付金分を含め、地方の社会資本整備に必要な総額を確保するとともに、個々の自治体への配分については、財政力が弱い地方においても、整備が着実に実施できるような制度設計とすること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方財源の確保

- 1 「財政運営戦略」においては「地方の一般財源については平成22年度と実質的に同水準を確保する」とされているが、社会保障関係費の増嵩を踏まえ、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- 2 同戦略における税制の抜本的な改革を行う際には、地方間の財政力格差を踏まえ、恒常的で十分な規模の格差是正策を設けること。
- 3 投資に係る補助金等の一括交付金化にあたっては、地域再生基盤強化交付金分を含め、地方の社会資本整備に必要な総額を確保するとともに、個々の自治体への配分については、財政力が弱い地方においても、整備が着実に実施できるような制度設計とすること。

II 機動的な経済対策の実施と地方への配慮

- 1 「新成長戦略」などにより地域の活性化を図るためにも、補正予算及び来年度当初予算を通じて、切れ目のない機動的な経済対策を実施すること。
- 2 その際には、地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、財政力が弱い自治体への支援を充実すること。また、地方の実情に応じた運用が可能な制度設計とすること。

III 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

竹島の領土権の早期確立

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方財源の確保

- 1 「財政運営戦略」においては「地方の一般財源については平成22年度と実質的に同水準を確保する」とされているが、社会保障関係費の増嵩を踏まえ、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- 2 同戦略における税制の抜本的な改革を行う際には、地方間の財政力格差を踏まえ、恒常的で十分な規模の格差是正策を設けること。
- 3 投資に係る補助金等の一括交付金化にあたっては、地域再生基盤強化交付金分を含め、地方の社会資本整備に必要な総額を確保するとともに、個々の自治体への配分については、財政力が弱い地方においても、整備が着実に実施できるような制度設計とすること。

II 機動的な経済対策の実施と地方への配慮

- 1 「新成長戦略」などにより地域の活性化を図るためにも、補正予算及び来年度当初予算を通じて、切れ目のない機動的な経済対策を実施すること。
- 2 その際には、地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、財政力が弱い自治体への支援を充実すること。また、地方の実情に応じた運用が可能な制度設計とすること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

II 医師養成の充実

- 1 地方の医師不足の解消や、産科・外科など不足する特定の診療科の医師の確保に向けて厚生労働省と連携し、医師不足地域での勤務を一定期間義務付けるような入学枠、及び産科・外科などの特定の診療科を選択する学生を対象とする入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
- 2 大学勤務の魅力を高め、大学を通したへき地医療機関等への医師供給を促進するため、大学勤務医師に現在の教育職俸給表ではなく医療職俸給表を適用するなど、適切な賃金水準の確保等の処遇改善を行うこと。
- 3 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が求められており、臨床研修の基本理念においても、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身に付けることとされている。そうした医師を養成するため、大学における地域医療教育の充実や指導体制の強化を図ること。

III 日本固有の歴史・文化を活用した文化事業の推進

日本最古の歴史書「古事記」編纂千三百年にあたる平成24年を、我が国の古代から続く豊かな歴史・文化を改めて認識する好機と捉え、特色ある日本文化を国内外に強く発信する文化事業を実施するとともに、歴史文化を活用した地域の取組みに対する支援を充実すること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 医師・看護職員確保対策の推進

- 1 国において実施された必要医師数調査の結果からも、全国的な医師不足が浮き彫りにされたところであり、国として医師不足の解消に向け、診療報酬による誘導だけでなく、医師の処遇改善に直接つながる補助金などの恒久的な財政支援の仕組みを構築すること。
特に、医師不足が深刻な離島・中山間地域など地方の病院での勤務や、産科・外科など不足する特定の診療科での勤務を誘導するため、そこで勤務する医師に対する処遇を手厚くすること。
- 2 医療事故・医療紛争は、当事者双方にとって時間や費用、精神的にも多大な負担を強いることから、産科・外科等の特定診療科の医師偏在を解消するためにも、裁判外で早期の解決ができる制度を構築すること。さらに、早期に被害者を救済するために無過失補償制度を拡充すること。
- 3 地方の医師不足の解消や、産科・外科など不足する特定の診療科の医師の確保に向けて、医師不足地域での勤務を一定期間義務付けるような入学枠、及び産科・外科などの特定の診療科を選択する学生を対象とする入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けるよう文部科学省に働きかけること。
- 4 大学勤務の魅力を高め、大学を通したへき地医療機関等への医師供給を促進するため、大学勤務医師の処遇改善について、文部科学省へ働きかけること。
- 5 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が求められており、文部科学省と連携を図り、そうした医師を養成する仕組みを構築すること。
- 6 国において本年度取りまとめられる「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実など、地域の医療・福祉を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- 7 勤務医や看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状、医療の利用の仕方などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

Ⅱ 少子化への対応に向けた施策の推進

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を講じること。
 - (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。
 - (2) 特定不妊治療の医療保険適用を図ること。
 - (3) 妊婦健診への公費負担の拡充と出産育児一時金の引き上げを恒久的な措置とすること。
 - (4) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 子ども手当に関する本格的な制度設計にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。
- 3 保育所待機児童を解消し、良好な保育環境を提供するとともに、様々な地域住民の参画による身近な場所でのきめ細かな子育て支援を行うなど、引き続き取り組むべき課題に対応するため「安心こども基金」については、継続及び追加交付を行うこと。
- 4 中山間地域や離島などの小規模な保育所等においても安定的に事業の運営やサービスの提供ができるよう支援措置を拡充すること。
- 5 新しい保育制度の検討にあたっては、国の責任を明確にした上で、保育サービスの質の低下を招かないよう、市町村や保育現場の意向を十分に踏まえるとともに、次の点に留意すること。
 - (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう、適切な財政措置を講じること。
 - (2) 保育を必要とする児童が確実にサービスを受けられる仕組みとすること。

Ⅲ がん対策の推進

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 2次医療圏にがん診療連携拠点病院を確保すること。
 - (1) がん診療連携拠点病院の指定にあたっては、医療機器の整備及び専門医の配置等の指定要件を緩和して、地域の医療供給体制や病院間の役割分担などの実情を踏まえた指定を行うこと。
 - (2) がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 がん検診の受診を義務づけるなど、検診率の向上が図られるような仕組みを構築すること。
- 4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講じること。
- 5 がん治療に係る未承認薬の承認及び承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。
- 6 国の継続的な公費負担のもと、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種を着実に推進すること。

Ⅳ 新規学校卒業者等の就職支援

企業が新規学校卒業者等を採用しやすいように、正規雇用に対する助成などの就職支援策を講じること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

- (1) 農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮した必要な予算を確保すること。
- (2) 地域再生基盤強化交付金廃止に伴う代替措置
平成23年度概算要求において、「地域再生基盤強化交付金」が廃止された。農山漁村地域の再生に資する社会資本の整備に多大な影響が生ずることから、必要な代替措置を講じること。
- (3) 山のみち地域づくり交付金の予算枠確保
独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い地方移管されて、県が事業を継続している山のみち地域づくり交付金事業について、今後とも計画的に事業が実施できるよう、引き続き国の責任において、必要な予算枠を確保すること。

II 地方の実情を踏まえた農林水産行政の推進

1 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への対応について

農林水産省の試算では、TPPへの参加により関税が撤廃された場合、国内の農業生産額が2008年の農業総産出額の48%に当たる4兆1千億円減り、食料自給率は14%に落ち込むとされている。

このように、関税撤廃が原則であるTPPに参加した場合、国内の農林水産業は大きな打撃を受け、特に農業分野では食料自給率が大幅に低下するなど大きな影響が懸念される。

とりわけ、中山間地域をはじめとする経営規模が零細で収益性の低い地域においては、農業生産が壊滅的な状態になるとともに、農業・農村が持つ多面的機能が失われるなど、関連産業や地域経済が多大な損失を受けるおそれがある。

このため、TPP交渉の参加については慎重に検討するとともに、今後の日本の農業・農村政策を明確にすること。

2 戸別所得補償制度等について

(1) 農業者戸別所得補償制度

①助成措置について

- ・米価が補てん基準価格を下回った場合に交付される変動補てん交付金について必要な財源を十分確保すること。
- ・担い手不足や生産農家の高齢化が深刻な中山間地域等では集落営農組織等の稲作の担い手育成に資する加算措置を講じること。
- ・地域特産物の振興等を図る「産地資金」の各県への配分については、これまでの地域の取組みに十分配慮するとともに、加算等の柔軟な助成が可能な制度とすること。

②米の需給調整等について

- ・米の需給調整推進体制については、農業団体が主体となって機能しているため、地域水田協議会等の見直しにあたっては、こうした実態や地方の意見等を十分把握したうえ、事務的・財政的に過度な負担が生じないように、地域の実情に応じた仕組みとすること。
- ・各県への米の生産数量目標については、米の需要実績だけでなく、需給調整の達成状況も考慮した配分ルールとすること。

③米価の下落対策について

- ・米価下落を防止するため、平成23年度から実施予定の、主食用米を備蓄米として買い上げ飼料米等として販売する措置を、前倒し実施すること。
- ・急激な米価下落により大きな影響を受けている集落営農組織等の経営を支援するため、既存借入金の借り換えのための制度資金を拡充すること。

(2) 森林管理・環境保全直接支払制度

- ・森林の管理保全に必要な間伐、荒廃林再生及び作業道整備を対象とする交付金は、これまでの経済対策と同様に全額国費負担とするとともに、交付単価等について地域の実情に応じて設定できる仕組みとすること。

(3) 水産業所得補償制度（資源管理・漁業所得補償対策）

- ・資源管理基準については、地域の実情に応じた柔軟な制度を導入すること。
- ・資源管理の履行確認について必要な財源を確保するとともに、手続きの簡素化を図ること。
- ・イワガキ養殖漁業についても制度の対象とすること。

3 集落営農組織の育成対策について

「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われ、前計画に引き続き、集落営農組織が担い手として位置づけられたところである。

島根県においては、集落営農組織が地域農業の核であり、引き続き集落営農組織の組織化・育成への取組みが必要である。

このためには、集落営農の組織化や育成に向けた支援活動を行う、担い手育成総合支援協議会の円滑な活動実施と一層の充実が必要であることから、十分な財政支援を講じること。

4 耕作放棄地対策の充実・強化について

耕作放棄地対策については、地域の実情に応じた耕作放棄地の再生・利活用の取組みとなるように、長期的で安定的な制度とした上で、適正な財政支援を講じること。

5 口蹄疫防疫体制の強化について

地域における口蹄疫防疫体制の強化を図るため、家畜伝染病予防法等の見直しを行うこと。その際には次の点に配慮すること。

(1) 海外からの本病ウイルスの侵入防止対策の強化

海外からの侵入の経路の再チェックを行うとともに、侵入防止対策の再構築を図ること。

(2) 発生時の獣医師の確保

発生時、直ちに都道府県を越えて家畜防疫員を派遣できる体制を構築すること。

(3) 家畜伝染病予防事業の拡充

消毒薬の備蓄や消毒用動力噴霧機等の防疫活動に必要な機器の整備を支援すること。

Ⅲ 循環型林業の確立に向けた制度・対策の充実・強化

- 1 森林・林業再生プランの具体策の実施にあたっては、次の点に留意し、地域の実態に即した取組みを積極的に支援すること。
 - (1) 林業生産用機械や木材加工機械等の設備投資を対象にした補助事業は、林業・木材産業を国産木材の安定供給と質の高い加工ができる体制に再編するために必要であることから、引き続き継続すること。
 - (2) 林業が地域雇用の受け皿として機能するよう森林整備等の事業量の安定確保を図るとともに、雇用条件・労働環境の改善に努めること。
 - (3) 地域の森林経営を担う森林組合の地域経済・雇用面での役割を評価し、その組織・機能を強化すること。
- 2 森林の公益的機能を維持・増進するため、森林を永続的に経営・管理する仕組みづくりと、国民全体が森林整備の費用を負担する仕組みを導入すること。
 - (1) 水土保持、地球温暖化など森林の公益的機能増進のための財源を確保する税制度を創設するにあたっては、その税収を森林面積等に応じて地方公共団体に配分するなど、地方の森林が果たす役割を踏まえた制度設計とすること。
 - (2) 企業等が森林整備に係る寄附等を行う場合に、税制上の優遇措置(損金算入等)を適用すること。
 - (3) 不在村者等が所有する森林の適切な管理を進めるため、森林組合等が永続的に経営・管理を代行する制度を創設すること。
 - (4) 森林整備に大きな役割を果たしている水源林造成において、特に植林事業に必要な予算を確保すること。
 - (5) 森林管理に必要な林業専用道の整備に対する助成については、これまでの経済対策と同様に全額国費負担とすること。
- 3 林業公社の経営安定化に対する支援策を充実すること。
 - (1) 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。
 - (2) 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。

- 4 農林水産省が見直しの方針を定めた国有林野事業特別会計の一部廃止・一般会計化にあたっては、民有林整備及び林業・木材産業振興に影響が生じないよう必要額を確保すること。

IV 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実・強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（E E Z）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 平成23年度以降も「漁場機能維持管理事業」を継続し、暫定水域の影響を受けている漁業者に重点的な支援を行うこと。
- 5 排他的経済水域（E E Z）の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

景気対応緊急保証制度の延長

景気対応緊急保証制度は、厳しい経営状況にある中小企業の資金繰りに非常に大きな役割を果たしている。円高の進行などにより、その経営環境は引き続き厳しいことから、取扱期間の延長など必要な対策を講じること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備促進

遅れている地方の社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に次の事項について整備の促進を図ること。

1 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進

- (1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保すること。
- (2) 国において検討される高速道路整備手法等に関する方向性については、国全体の公平性の観点から、遅れている地方の高速道路整備が着実に進む方向での結論を早急に出し、ミッシングリンクを解消すること。
- (3) 2020年を目途に山陰道全線のネットワークが完成するよう整備のスピードを速めること。
 - ①都市計画決定済みである「湖陵～多伎間」「大田～静間間」「三隅～益田間」について、平成23年度に新規事業着手すること。
 - ②「温泉津～江津間」「益田～萩間」について、早急に都市計画決定手続きに着手すること。

2 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川改修及び中海護岸堤防の整備を促進すること。また、斐伊川放水路建設の整備を促進し、計画工期(平成20年代前半)での完成を目指すこと。
- (2) 流域住民の安全・安心を早期に確保するために、波積ダム、矢原川ダム事業については、県における検証結果を尊重し、最終判断を早期に示すこと。また、最終判断後は、機動的な予算措置を行い、速やかな治水対策事業の促進を可能とすること。

3 国際物流拠点浜田港における臨港道路整備事業の着手

「重点港湾」として選定された日本海側の拠点港である浜田港において、高速道路ネットワークと直結する「臨港道路 福井4号線」を国の直轄事業として施行すること。

II 地方交通への支援

1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている島根県にとって、出雲空港はビジネスと山陰観光の拠点、隠岐空港は離島振興の拠点として、萩・石見空港は高速交通空白域の解消のため、地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、各社とも会社全体の経営状況悪化を受けて、路線の休止や縮小などの動きが相次ぐなど、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。
- (2) 地元自治体に取り組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。

2 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保

- (1) 国内・国際線の枠配分の決定に際しては、国内航空路線へ優先配分すること。
- (2) 国内線の配分では代替交通機関が未整備である地域に対する特別枠を設けて配分すること。

3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。

- (1) 離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、支援制度を拡充すること。
- (2) そのために、各航路の実情にあった適正な運賃を設定するための調査・検討を早急に行うこと。

4 高速鉄道網の整備促進

フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発を引き続き進め、早期に伯備線に導入するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 日本固有の歴史・文化を活用した観光振興の推進

日本最古の歴史書「古事記」編纂千三百年にあたる平成24年を迎えるに当たって、日本固有の歴史・文化を活用した観光振興を図るため、国内外に向けた情報発信を強化するとともに、地域の取組みに対して支援を行うこと。

Ⅳ 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

